

鴨川市行政情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第26号

鴨川市行政情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

鴨川市行政情報化推進委員会設置要綱（平成17年鴨川市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部企画政策課」を「総務課」に改める。

別表副委員長の項中「企画総務部長」を「総務課長」に改め、同表委員の項中「市民福祉部長 建設経済部長 教育次長」を「企画政策課長 財政課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。